

太田市下水道事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市下水道事業等会計の健全な運営を図るため、補助金を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 住宅団地汚水処理事業
- (3) 農業集落排水事業
- (4) 戸別浄化槽事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に掲げる事業に予算の範囲内で交付するものとする。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。